

〔山家要略記〕四坂本大和莊施入事

慶命御記云、元慶七年春ノ三七日間、相應和尚於日吉大宮社轉讀理趣般若經、靈夢云、法宿大菩薩告テ云、爲報上人法施、吾將與莊一處、不經幾日、西三條ノ女御施入當國滋賀郡倭莊、奉於常住明王云、

〔近江國輿地志略〕二十八雄琴莊、千野、苗鹿、雄琴等の諸村をいふ、中略

法光寺、同處鹿村にあり、緣起曰、中略元亨二年後五月一日、大夫史殿春宮大進判院宣曰、法光寺

領近江國苗鹿雄琴庄土民以下濫妨事、奏聞之處、事實者太不可然、早停止其妨、可被全所務者院宣如此、仍執達如件

〔近江國輿地志略〕三十一和邇莊、北濱村、中濱村、南濱村、高城村、今宿村、中村、小野村、以上七ヶ村を

和邇莊と云、はじめは和邇村とよべりと見えて、類聚國史及類聚三代格等に、みな和邇村に作いま按ずるに、往古は中村を和邇村と稱して、それにのみ民居ありしと見えたり、其餘の五ヶ村は、その後出來たる村なり、玄かれども和邇莊と呼來こと、近き事にもあらず、建武のころより稱する事と見えて、三井寺の實錄寺門傳記補錄に曰、後醍醐院建武三年九月二十四日御寄附狀、

園城寺領 近江國和邇莊 崇福寺

これを以見るときは、和邇莊古來崇福寺領なりしを、相續して園城寺に御寄附のこと、見えた

〔書言字考節用集〕一乾坤金勝江州栗太郎此地在金勝栗太郎之伽藍則號金勝寺

〔近江國輿地志略〕四十五金勝莊、觀音寺村、井上村、荒張村、上山依村、東坂村、中村、以上六ヶ村を金

勝の莊と云、往古は金勝寺の領知なるべし、金勝寺に禁制書あり、

禁制 廣慶院領近江國金勝莊